豊中市東豊中町3丁目風致地区建築協定(抜粋)



(目的)

第1条 本協定は、建築基準法(昭和25年法律第201号、以下「法」という)第4章、 および豊中市建築協定条例(昭和47年条例37号)の規定に基づき、第4条に定める区 域内(以下「協定区域」という)における建築物の用途、および形態について協定し、風 致地区、および第一種住居専用区域内の住宅地としての、緑豊かで、閑静な居住環境を保 全することを目的とする。

(※第 1 条中の、豊中市建築協定条例(昭和 47 年条例第 37 号)は、現在、豊中市土地利用の調整に関する条例(平成 16 年条例第 31 号)第 21 条の規定に改正されております。)

(建築物等に関する基準)

- 第7条 協定区域内の建築物に関する基準は、次の各号に定める基準によらなければならない。
 - ①建築物は、1戸建の住居専用とする。
 - ②建築物の階数は、3以下とする。ただし地階を除き2以下とする。
 - (2) 前項の基準の内、住宅環境を損なわないと運営委員会が認めた場合又は、公益上、 やむをえないと運営委員会が認めた場合、この限りでない。